

第4回阿蘇市議会会議録

1. 平成26年6月2日 午前10時00分 招集
2. 平成26年6月22日 午前10時00分 開議
3. 平成26年6月22日 午前11時37分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	園田羊一
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	市原巧	住環境課長	古閑政則
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
市民課長	岩下まゆみ	人権啓発課長	下村裕二
まちづくり課長	佐伯寛文	水道課長	丸野雄司
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	本田良治
--------	------	---------	------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 請願第2号に対する取消の件

(請願第2号 青少年健全育成基本法の制定を求める請願)

日程第2 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第47号 阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について
- ② 議案第53号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第57号 平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第48号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について
- ② 議案第49号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ③ 議案第50号 阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ④ 議案第51号 阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑤ 議案第52号 阿蘇市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第53号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑦ 議案第54号 平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第55号 平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑨ 議案第56号 平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第53号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ② 議案第58号 平成27年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 提案理由の説明

日程第2 報告第13号 専決処分の報告について

日程第3 議案第59号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について

日程第4 議案第60号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第61号 財産の取得について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） 議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 20 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、平成 27 年第 4 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

今期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、午前 9 時 20 分より、議会運営委員会を開催いたしました。

その経過と結果について御報告をいたします。

まず、一般質問の取り扱いにつきましては、一般質問の通告者は今回 12 名であります。従いまして一般質問は 6 月 23 日と 24 日の 2 日間といたしました。なお、23 日が 6 人、24 日が 6 人ということで決定をいたしました。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

本日、執行部より追加議案の提出がありましたので、これから行われます議案質疑の後、日程に追加して議題とすることにいたしました。また追加議案の審議につきましては、緊急を要することから、委員会付託を省略しまして採決することといたしました。

本日、本会議終了後に全員協議会を開催することといたしましたので、全員の参加をお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第 1 請願第 2 号に対する取消の件

○議長（藏原博敏君） 日程第 1、請願第 2 号に対する取消の件を議題といたします。

平成 27 年 3 月定例会におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました請願第 2 号「青少年健全育成基本法の制定を求める請願」につきましては、これまで継続審査としてまいりましたが、請願者より請願取り下げ申出書が提出されました。取り下げの理由は、このたびの請願は個人で提出しており、今後関係団体と協議を行い、団体名で再提出を行いたいとのことで、取り下げをしたいというものです。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、請願第2号に対する取消を許可することに決定いたしました。

日程第2 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

① 議案第47号 阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について

② 議案第53号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について

③ 議案第57号 平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第2「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託いたしました、議案第47号「阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について」他2件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯淺正司君。

○総務常任委員長（湯淺正司君） おはようございます。

総務常任委員会の委員長報告をしたいと思います。

今期第4回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

6月9日午前10時から委員会を開催し、審査を行いましたので、その審議の経過と結果について御報告いたします。

最初に、議案第47号「阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について」審査を行いました。

財政課長より「本条例は、今回現状に則した使用料の算定を行うために改正したものです。」との補足説明がありました。

審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」審査を行いました。

最初に、財政課の予算について審議しました。委員より「財産収入の用地売払収入だが、どこに対しての売り払いか。また、立木売り払いではどこの基準を用いて算定されたのか。」との質疑があり、財政課長より「用地売払収入については、県に対してであります。立木売り払いについては、県の算定基礎を基に算出しております。」との答弁がありました。

これに対し、委員より「この件に関しては、県あたりに買い上げしてもらったほうが森林組合等との実勢価格より当然高くなると思うから非常にいいことだと思う。」との意見がありました。

審議を終えた結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、総務課の予算についてであります。

総務課長より、人件費の補正、災害対策の補助金についての補足説明がありました。

委員より「熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業補助金について、今回2件分600万円が予算計上されているが、今後件数が増えた場合、どのくらいまでの県の予算枠はあるのか。」との質疑があり、総務課長より「土砂災害特別警戒区域内の住宅は、阿蘇市内で約150軒ほどあります。移転希望数に応じ、随時熊本県との事前協議を進め、予算枠の調整を図っていきます。」との答弁

がありました。

また、別の委員より「特別警戒区域内の住宅は約 150 軒とのことであるが、その根拠は何か。」との質疑があり、防災交通係長より「概ね 150 軒という件数は、土砂災害特別危険区域の明細図画を基に、その区域内に所在する住宅と思われる家屋を数え上げた数値となります。」との答弁がありました。

別の委員より「対象地域のほうから移転希望があれば、今回の補助を受けられるという確約は取れるのか。」との質疑があり、防災交通係長より「熊本県も今年度は約 30 軒を見込んでいるようです。移転希望があれば、早めに県に対して情報提供と調整を行い、県の予算確保をお願いしたいと考えております。」との答弁がありました。

また、総務課長より「この取り組みは、熊本県が全国に先駆けた独自の政策であります。ただ、補助事業でもありますので、いつまで続くかというのは県の財政の状況もあり、今の時点では断言できません。」との答弁があり、それに対し、委員より「補助事業というものは本年度はできても来年度はなくなるというようなことは出てくると思う。本事業の対象地区の方々に早急につないで周知するべきである。」との意見がありました。

また、別の委員より「1 軒当たり 300 万円が最高限度額となっているが、この程度の額ではよほど条件が整わないと移転するのが難しいと思う。家が古くなったとか、後継者が居なくなったというような条件が揃った世帯から順次移転されると思う。特にこの阿蘇地区は崩落的な災害が発生しやすい場所であるから、防災上の人命を尊重しての措置だと考えるので、ぜひ熊本県とも協議をして、この補助期間の長期化を検討してもらいたい。」との意見がありました。

このような審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 57 号「阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」審査を行いました。

本案は、特に質疑・意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査（調査）の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告といたします。以上です。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 53 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 53 号を除くほかの案件について採決をいたします。

まず、議案第 47 号「阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について」を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号「平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長報告

- ① 議案第 48 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について
- ② 議案第 49 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ③ 議案第 50 号 阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ④ 議案第 51 号 阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 52 号 阿蘇市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 53 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑦ 議案第 54 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第 55 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑨ 議案第 56 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第 48 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」ほか 8 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） おはようございます。

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

今期第 4 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 9 件であります。

6 月 10 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果について報告いた

します。

最初に、議案第 48 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 49 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」であります。

委員より「確認だが、減額率 50%の基準がさらに 5%の控除になり、現在より 5%軽減が増えるのか。」という質疑があり、ほけん課長より「そのとおりです。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 50 号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

委員より「内容は従来と変わらないのか。サービス向上をしたのか。」という質疑があり、ほけん課長より「介護型サービスについてという名称を、より分かりやすく変えたというのが主なものです。」という答弁がありました。

以上のような審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 51 号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 52 号「阿蘇市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」であります。

委員より「薬剤師の説明があったが、院外薬局は 2 カ所ある。関係は。」という質疑があり、医療センター事務局長より「医薬分業ということです。外来患者様には処方箋を出し、門前の薬局 2 カ所、またはかかりつけの調剤薬局で処方されています。病院薬剤師については、入院患者、外来患者様の配薬及び救急外来患者様に対する院内薬局業務で配置しています。」という答弁がありました。

また、別の委員より「病院の事業計画で、薬剤師の定員は 4 名ということなのか。現在、2 名の定員割れということだが、2 名増える可能性はないのか。」という質疑があり、事務局長より「薬剤師の定数は 4 名です。欠員補充という意味で募集を掛けていましたが応募がなく、補充ができませんでした。現在の状況は、熊本県内及び宮崎県の大学に就職説明会に行き、採用試験を実施して、県内の大学から 4 名受験していただき、内定を出しています。しかしながら、国家試験の合格が条件となります。薬剤師を目指す優秀な方は引く手あまたなもので、内定を出して、無事合格をしても来ていただけるか、非常に厳しいところです。」という答弁がありました。

また、委員より「現在、病院の薬剤師というのは、あくまでも入院患者、それから救急の外来、そういう対応をするために薬剤師という形で聞いたが、現在の稼働率は 65%である。単純に考えれば、3 人で足りる状態と思う。稼働率が上がれば、4 人体制というのは必要だと思うが、それを病院の入院患者の稼働率等その辺を考えて募集はやっているのか。」という質疑があり、事務局長より、相関関係はありますが、院内薬剤師の業務量そのものは増えています。医師の処方箋について、薬剤師という専門性の中で確認して、医薬品の情報を医師に進言することやアドバイスも

必要です。薬の調剤や製剤、注射薬の調剤及び医薬品の管理や入院中、あるいは退院後の服薬指導などの業務があり、今後4人体制は必要と思っております。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第53号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、教育課所管分について審査を行いました。

最初に、教育課長より補足説明がありました。委員より「地域未来塾学習支援事業だが、現在一の宮中学校で7月から3月までの割合で実施するとのことであるが、一の宮中学校以外の学校での実施については。」という質疑があり、教育課長より「今回は文部科学省からのモデル事業であり、1カ所しか枠がもらえなかったということで、モデル的に一の宮中学校を選考し、取り組むことといたしました。今後、枠が取れば、他校についても進めていきたい。」という答弁がありました。

また、別の委員より「土曜授業の推進事業について詳しく説明をいただきたい。また、どういう事業をしていくのか、月に何日ぐらい、週に何日ほどするのか。」という質疑があり、教育長より「平成14年から完全学校週五日制がスタートして、完全に土曜日が休みになりましたが、非常に授業時間が金曜まで詰まった状態であり、当初は土曜日は地域に返していろんな体験学習をやるということで、土曜、日曜日休みにしておりましたが、最近では授業時数もかなり増えております。土曜日の活動を少しでも取り入れて、地域の方に土曜日で空いている方に学校に来ていただき、いろんな行事への参加、ときには授業も見えていただき、地域に開かれた学校づくりが目的の一つであります。また、もう一つは授業時数が非常に厳しい状況となっており、ゆとりを持って授業時数を確保するために、学校に指導して昨年からは本格的に全校で実施しております。多い学校で今年は年間8回、少ない学校でも年間2回実施されており、学校の実態に応じて土曜日に3時間の授業をしています。内容につきましては、授業参観、公開授業、それから地域によっては一緒に行事を行っている状況です。また内牧小学校では、地域と一緒に地帯体験活動のほか、学校の実態に応じた行事を行っており、地域と一体となった学校づくり、そして地域の方にも学校を知っていただくというような目的で土曜授業を行っています。」という答弁がありました。

次に、福祉課所管分について審査を行いました。

委員より「歳入で生活扶助費が出ているが、生活保護者は今何人で、金額はいくらなのか。」という質疑があり、福祉課長より「直近の4月末分の数字では161世帯、185名です。生活扶助費が大体年間3億5,000万円ぐらいで、一月当たり3,000万円になります。単身で申しますと、大体5万円から6万円の間にあります。」との答弁があり、福祉課長補佐より補足説明があり「生活扶助につきましては、今回見直しがあり、世帯員とか居室の面積などで区分が変わります。阿蘇市でも全国的に若干減額となる見込みです。冬季加算につきましては、全国的に豪雪地帯を優遇しようという灯油代ですが、地区割の見直しがあります。」という答弁がありました。

次に、市民課所管分について審査を行いました。

委員より「振り込め詐欺防止などがお知らせ端末でよく放送され、市民に注意を呼び掛けているが、阿蘇市でそういう振り込め詐欺があっているのか。」という質疑があり、市民課生活相談係

より「消費生活センターでは、振り込め詐欺などの未然防止活動を行っており、被害そのものにつきましては警察で対応されています。警察からの情報では、年間五、六件の被害があったと伺っております。」という答弁がありました。

次に、ほけん課所管分について審査を行いました。

委員より「議案第 49 号の阿蘇市介護保険条例一部改正についての関係補助金なのか。」という質疑があり、ほけん課長より「そのとおりで、第 1 号被保険者の低所得者第一段階の方々において、基準額の 50%だったものが 45%に 5 ポイント減額しております。その分を公費で賄うこととなっております。その公費のうち半分を国、4 分の 1 を県、4 分の 1 を市が負担することとなっております。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 54 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「予算書ではなく、国民健康保険事業の財源の問題である。保険料の値上げをしているが、時期的には国保基金の取り崩しもあったし、市議会での話としてどういう方向に向いているのか。今後の財源も含めてお知らせ願えれば、是正の方向も含めて。」という質疑があり、ほけん課長より「国民健康保険特別事業会計自治体が全国的に構造的な問題を抱えている。その構造的な問題というのが、結局年齢構成でも高齢者がほとんどです。医療費も非常に高くなると反対に所得については逆に少ないという、そういう構造上の問題があります。国のほうとしても、これをその広域化、市町村ではなく、もっと経営基盤を大きくして県単位で運営していこうという流れになっております。その構造的な課題があるので、国からの財政支援、そういうところを求めたいと考えております。」という答弁がありました。

また、別の委員より「平成 30 年に広域化になるということで、一応決められているが、実際に広域化になれば大きな弊害が出てくると思う。例えば、3 年前の災害の時、市独自で減免申請という形で取り組んだが、逆に今度は広域化になれば、市独自の減免制度が果たして具体的に発揮できるのか。それと、保険料が上がっていく可能性がある。医療費の高いところは全体で平均すると医療費の低いところの部分をカバーするという形になるので、どうしても全体的に保険料が高くなる可能性はないのか。」という質疑があり、ほけん課長が「各自治体間で保険料の差があります。これを一気に後期高齢みたいに県下全域統一した金額にはなかなか乱暴な話で、これについては当面の間は自治体に応じた各保険者に合わせたところでスタートするのが今回の制度改革になっています。将来的には、県下同一であるべきと思いますし、これについては最初の第一歩として捉えているところです。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 55 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 56 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査（調査）の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 53 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 53 号を除くほかの案件について採決をいたします。

まず、議案第 48 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準を定

める条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号「阿蘇市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

3 経済建設常任委員長

① 議案第 53 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について

② 議案第 58 号 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長(藏原博敏君) 続きまして、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第 53 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」ほか 1 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○経済建設常任委員長(高宮正行君) 経済建設常任委員会委員長報告を行います。

今期第 4 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は 2 件であります。

6 月 11 日午前 10 時から委員会を開催いたしましたので、その審議の経過と結果について御報告いたします。

最初に、議案第 53 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算」についてであります。

まず、建設課の予算について審査を行いました。

建設課長より補足説明があり、委員より「橋梁費の茗ヶ原橋は、乗用車等の通行量もかなりあり、加えてカーブ部分に橋があるため交通事故が心配される。そのため、安全に配慮した設計をやっていただきたい。」との意見に対し、建設課長から「茗ヶ原橋につきましては旧国道であり、大型車も通行することから、安全に配慮したいと思います。」との答弁がありました。

また、別の委員より「橋梁点検業務は何社で対応するのか。期間はどのくらいを予定しているのか。」との質疑に対し、係長より「橋梁の点検業務委託については 1 社契約で、委託期間は 8 月頃の発注を目処に橋梁数も多いことから、半年から 8 カ月程度かかると思われます。」との答弁がありました。

次に、農政課の予算について審査を行いました。

委員より「農業振興費の中で選果場について、今まで使用していたところは今後どうするのか。また場所について具体的に説明を。それに、現在、何名の農家の方が出荷しているのか。」との質疑に対し、農政課長より「現在の施設は土地・建物とも市の所有であり、今後の利用につきましてはまだ協議中であります。J A 阿蘇が倉庫として使いたいという意向があります。施設においては、耐用年数が 31 年度までであるため、売却などを行えば補助金返還となりますが、J A 阿蘇へ今後農業用のために施設を使っただいて無償譲渡をすれば補助金返還にはならないため、今後協議が必要と思います。また、新しい施設建設場所については、小野田地区で現在の春牧農場の道路反対側で J A 所有の育苗施設と堆肥舎に隣接する約 8,000 m²の敷地を造成して、そこに建てる予定であります。受益者についてはトマト部会が 148 戸、ミニトマトが 14 戸、イチゴが 41 戸、キュウリが 9 戸であり、212 戸の受益者で利用されることとなります。」との答弁がありました。

別の委員より「熊本県木の駅プロジェクト促進については、試しで始めているのか。組織の規模、流通の規模等の見込みについてはどのようになっているのか。」との質疑に対し、農政課長から「九州バイオマスフォーラムが小規模ではありますが、現在波野の東部共販所において契約を行っており、薪として販売を行い、年間 500 万円ぐらいの収入があっております。それを今回のモデル事業として九州バイオマスフォーラムが単独ではなく、森林組合を含めた地元の関係団体が協議会として運営を行い、軌道に乗れば、それをまた拡大していくようです。」との答弁があり

ました。

次に、まちづくり課の予算についての審査を行いました。

委員より「ゆめの湯の検討委員会での意見の中で、建物がかかなり老朽化をしており、転倒などで大きなけがをする問題、料金の問題等、その後の経過についてどのようになっているのか。また、いこいの村の南側に隣接する市有地に阿蘇山麓多目的広場環境整備として設計委託料が計上されている。早期実現と危険防止対策などを配慮してもらいたいが。」との質疑に対し、課長から「ゆめの湯の検討委員会を7月に開催を行い、その中で今後の改善策について御意見をいただこうと思っております。また、阿蘇山麓多目的広場環境整備については、危険防止対策は当然ながら、設計案に防止柵等の設置を考えております。」との答弁がありました。

別の委員より「プレミアム商品券に対しての告知が行き渡ってないようで、商工会では前回の商品券のときは300社ほど応募があったが、今回は193社程度しかなく、商品券に関しての詳しい情報が伝わってないようである。7月1日から始まることから、力を入れていただきたい。それに、商品券の転売がインターネットに掲載されるが、問題になると思われるが防止策はあるのか。」との質疑に対し、「商品券の告知については、実行委員会形式で商工会にお願いをしておりますが、市ホームページや会員への通知、お知らせ端末でも周知を図っております。今回新しい点は、換金方法になります。前回までは月に2回でしたが、今回は熊本県信用組合阿蘇支店の御協力により、随時換金できるようになります。これにより、各商店の資金繰り等の負担もはるかに減ってくると思います。それと、インターネットに出回るとい問題ですが、防止が難しいと思われる。」との説明がありました。

また、別の委員より「はな阿蘇美の修繕料として開閉装置が計上されているが、修繕、改装等の費用負担はどのように取り決められているのか。」との質疑に対し、「はな阿蘇美の修繕は電気関係で、電柱に設置してある開閉器で大きな電力を費やす施設には設置されております。指定管理者の包括協定での取り決めがあり、今回は協議の結果、市のほうで実施することとなっております。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第58号「平成27年度阿蘇市水道事業会計補正予算」についてであります。

議案第58号については、水道課長から補足説明がりましたが、特に質疑・意見もなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の審査（調査）の申し出をすることを決定いたしましたので御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第53号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き、討論を行い

ます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 53 号を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 58 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 53 号の平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算についてを除く案件について、討論・採決が終わりました。

これより、議案第 53 号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 53 号について、採決を行います。本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

この後、議会運営委員長より報告がありましたとおり、追加議案がございますので、暫時休憩をいたします。その間に議案書を配布いたします。11 時から再開いたします。

午前 10 時 49 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま市長より報告 1 件、議案 3 件が提出されました。この際これを日程に追加いたしまして議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

よって、報告第 13 号、議案第 59 号、議案第 60 号及び議案第 61 号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま日程に追加し、議題とすることに決定いたしました案件については、会議規則第 37 条第 2 項及び第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、追加で付議された事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第1 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 追加日程第1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速、平成27年第4回阿蘇市議会定例会追加提案理由の説明をさせていただきます。

報告第13号「専決処分の報告について」

本件は、平成27年5月13日、阿蘇市波野大字赤仁田、市道赤仁田原尻線において発生した車両の物損事故について、平成27年6月12日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第59号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第3号補正であります。歳出では、懲戒免職処分取消に伴い、給与等を遡及して支給する必要があるため人件費等を追加するとともに、6月8日からの梅雨前線豪雨災害復旧に伴う測量設計業務等委託料を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3,057万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を176億5,262万6,000円としました。

議案第60号「工事請負契約の締結について」

本件は、一の宮中学校校舎耐震改修等工事第2期の契約に伴い、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号「財産の取得について」

本件は、市内各小中学校への電子黒板等導入事業を実施するために必要な財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案等4件、報告1件、予算1件、その他2件を本日追加上程いたしましたので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第2 報告第13号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第2、報告第13号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長より報告を求めます。

建設課長。

○建設課長（阿部節生君） それでは、ただいま議題とさせていただきます報告第13号「専決処分」の報告について、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本件は、平成27年5月13日、阿蘇市波野大字赤仁田、市道赤仁田原尻線において発生した車両の物損事故について、平成27年6月12日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定のより報告するものであります。

次ページ、2ページの専決処分書をお願いいたします。

損害賠償の相手方は、阿蘇広域行政事務組合でございます。

2番目、事故の詳細としまして、平成27年5月13日午前10時頃、市道赤仁田原尻線（阿蘇市波野大字赤仁田764番地付近）におきまして、市の委託業者が運転する塵芥収集車が道路上の横断側溝を通過した際、敷設の金属製蓋、グレーチングと呼ばれるものでございます、が跳ね上がり、車両下部に接触、車両の所有者である甲に損害を与えたものでございます。

損害賠償の額でございます。甲の損害額15万3,360円のうち、市は甲に10割であります15万3,360円を支払う。これにつきましては、全国町村会の総合賠償保険より全額支払われる予定です。

和解事項としまして、本件事故に関して、今後双方とも裁判上または裁判外において一切異議申し立て及び請求を行わないことを確認する。

以上、専決処分につきまして、御審議方、よろしく御説明申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

追加日程第3 議案第59号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第3、議案第59号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただいま追加議題とさせていただきます、別冊1になります。議案第59号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）」につきまして御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

第1条になりますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,057万5,000円を追加いたしまして、予算総額を176億5,262万6,000円といたしております。

4ページをお願いいたします。

歳入になりますが、款19繰越金につきましては、平成26年度の決算に伴い、平成27年度への準繰越金が確定いたしましたので、今回はこの3号補正に必要な財源分のみ計上をいたしております。残りの分につきましては、今後の補正予算の中で計上してまいります。

5 ページをお願いいたします。

歳出になりますが、款 2 総務費、目 1 一般管理費の全部の節につきましては、懲戒免職処分取消に伴う給与関係等の遡及分を計上いたしております。その下の段の目 9 内牧支所費につきましては、今申しました該当職員の配置に伴いまして給与等を計上いたしております。

6 ページをお願いいたします。

下の段になりますが、款 10 災害復旧費、目 1 河川等災害復旧費の測量設計業務委託料につきましては、6 月 8 日から 12 日にかけての梅雨前線に伴う大雨により数箇所被害が発生しております。つきまして、その災害関係で早急に測量等を行う必要がありますので、490 万円今回増額で計上させていただいております。

以上、一般会計補正予算につきまして、御審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 9 番、河崎です。

5 ページの歳出ですけれども、目の一般管理費、今説明がありましたように、懲戒処分に対する給与手当でございますけれども、これについてはもうやむを得ないと思います。しかし、阿蘇市も飲酒運転根絶には相当力を入れられております。これは、もう市民自らそういうふうに見込んでおりますけれども、この前、宮川副市長が懲戒処分を見直さにかいかんと、6 月の停職を、例えば最高 1 年ぐらいはどうだろうかということでもございましたけれども、そういう議会中ですけれども、そのような検討がなされたのかを、宮川副市長にお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 宮川副市長。

○副市長（宮川清喜君） この前お答えしましたわけですが、ただ、類似町村の情報等も、近頃その飲酒運転の問題が確かに上がっておりますが、うちが特別な罰則で、うちだけ特質というのややっぱりいろいろ意見があると思います。ほかの情報等を今たくさん、いわゆる日本国中から類似町村あたりの情報を収集しております。それが来てから、委員会開いて、その付近を皆さん方に御報告しようと思っております。そのときはよろしく願います。ただこの前言いましたのは、大体どこも今の段階で調べたのは停職 6 カ月というのが非常に、年の単位というのは非常に少なかけですよね。ただ、それじゃ停職から 6 カ月までの、いわゆるそれがなかなか一般の市民は理解でけんのかもしれんと思ったものですから、やっぱり年単位の停職というのに上げてよかつじゃなかろうかというような話は委員会ではしております。そういうことでございます。いわゆる半年が一番上ですよ。それを年単位のいわゆる処分に、もうちょっと厳しくしようかというふうなことは考えております。それは内部で、部長会議では、委員会では話をしとるわけでございます。そういう状況です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番の市原ですが、財政課長のほうに後で計算して私のほうに提出を求めたいのですが、今の副市長の答弁にありましたが、今回は半年、6 カ月の停職ですが、それを 1 年した場合のその差額。

それから、もう一つ、今回最高裁まで行きましたが、それが高裁で止めた場合のその経費としてどれぐらいだったのか。それを算出して、後で資料を私にいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただいま財政課長にということでありましたけれども、こういった給料関係は総務課のほうで一括して出ささせていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

13 番、五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 13 番、五嶋です。

災害復旧についてですが、6 月 8 日から 12 日についての雨で災害が起きたということですが、その内容を詳しく教えてください。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） ただいまの御質問でございます。6 月 8 日から 12 日の梅雨前線豪雨ですが、実際激しく降りましたのは 6 月 11 日の日でございます。一応今回の報告につきましては、道路災害が 9 件、河川災害が 5 件、合計の 14 件ということで県に報告をしたところでございます。合わせまして、総延長 264.5m というふうになっております。

○議長（藏原博敏君） 13 番、五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） もう少し詳しく、どの場所がどうあるのかを教えてください。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 場所といいましても、なかなかちょっと詳細が報告しづらい部分もございまして、道路災害は大きな部分が大道坂の上線が延長 45m ですね、これは路肩崩壊ということになっております。あと、波野地区が 7 件、一の宮地区で 2 件というふうになっております。河川災害が乙姫川が一番大きゅうございまして延長 25m というふうになっております。あとは旧阿蘇町管内が 3 件、波野管内が 2 件ということで。ちょっと、詳細、場所につきましては、またうちのほうに聞きにきていただかないとなかなか説明しづらい部分がありますので、申し訳ございません。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 59 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第60号 工事請負契約の締結について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第4、議案第60号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただいま議題としていただきました議案第60号「工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

資料は、追加分の議案集の3ページになります。

まず、提案理由でございますが、本件は平成27年6月9日に実施しました指名競争入札におきまして、一の宮中学校校舎耐震改修等工事第2期の結果を次のとおり請負契約したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容でございますが、まず契約の目的、一の宮中学校校舎耐震改修等工事第2期。契約の方法、指名競争入札。契約金額、税込みで3億2,184万円でございます。契約の相手方は、熊本市中央区水前寺3丁目3番25号、増永・紅屋建設工事共同企業体、代表者、株式会社増永組、代表取締役、松嶋秋男でございます。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） これは、入札、何社応札したか、落札率をお答えお願いいたします。

それと、3億円という巨額な議案なので、できれば、どなたが上程されるか分からないんですが、今日出して、今日審議、議決じゃなくて、もうちょっと前に、もうちょっと資料を出していただいて、私たちも調べる時間をいただきたいんですけど、その点についてもお答えをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） まず、最初の2つの質問についてお答えさせていただきます。

指名をした会社は、すべてJV、建設工事共同企業体で8社になります。落札率は98.8%でございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） 3点目の件でございます。こういった工事請負契約の承認につきましては、今回会期中に入札を行ったということで、追加議案ということになりました。通常、会期中でない場合は1週間前に議案をお渡しできるかと思っております。今回の場合、方法といたしましては、議会運営委員会をちょっと早めにしていただきまして、追加の日程を承認できれば配布できるのかなというふうな気もしておりますが、今回の場合は本日ということになっておりますので、その点御了承をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。ただいまの件につきましては、議運の委員長さんと協議したいと思います。

19 番、井手明廣君。

○19 番（井手明廣君） これは、もう第 2 期ということになっておりますが、1 期目も耐震改修工事が行われましたが、今度の 2 期目は場所はどこですかね。前の棟と後ろの棟がありますが、どちらのほうですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

一の宮中学校の耐震改修等の工事、第 2 期工事につきましては、南側のほうですね、入ってすぐのところは 1 期工事でもう今できあがっておりますので、その先の部分ですけれども、今回耐震ブレス工事、耐震の鉄骨の補強関係と、それから大規模改修ということで中の教室・廊下の張り替えや屋根の葺き替え等ですね、それから外周の舗装の関係ですね。それと、工事の内容としましては、中庭につきましては学校教育活動がより利用しやすいようにということで、ゴムチップ舗装に取り組んでいきたい、南側、北側の間の部分ですね。それから、3 階の渡り廊下が今ないということで、今は 2 階だけですので、3 階にも渡り廊下を造りたいと。それと、体育館と校舎との渡り廊下ですね、こちらも今回整備をしていきたいということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） ちょっと、今、総務部長のお言葉にお返しをするようでございますが、議運に時間があつたからもう少し早めに事務局と相談か何かされましたか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） 入札結果につきましては、議会のほうには早めにお知らせしとったかというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 17 番、古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） ちょっと期間があつたと思うんで、そのあたりを事務局と今後も、今お話があつたように、協議をして、手落ちのないようなことをやっていただきたいと思います、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただいま、先ほどから御指摘がありましたように、早めに議案書等を渡せるように議会事務局と協議を進めていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 60 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議案第61号 財産の取得について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第5、議案第61号「財産の取得について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（園田羊一君） ただいま追加議題としていただきました議案第61号につきまして御説明申し上げます。

財産の取得についてでございますが、議案集の4ページ、5ページをお願いいたします。最初に提案理由といたしまして、本件は市内各小中学校への電子黒板等導入事業を実施するにあたりまして、必要な財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

最初に、財産の名称といたしまして、電子黒板等。財産の種類、物品。契約の方法、随意契約。取得金額4,286万9,628円でございます。契約の相手方といたしまして、株式会社内田洋行、代表取締役、柏原孝様でございます。

続きまして、取得財産の内訳でございますが、最初に小学校用といたしまして電子黒板、パソコン、実物投影機、各32台。デジタル教科書といたしまして社会科、統合用といたしまして6校分24組。それから、統合前の3校分といたしまして12組、合計3,233万5,632円でございます。

続きまして、中学校用といたしまして電子黒板、パソコン、実物投影機、各11台、1,053万3,996円でございます。

総合計といたしまして4,286万9,628円でございます。

以上、審議方、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） これも今出てきたばかりなので、ちょっと計算機で割ってみたんですけども、パソコンが32台に対して560万円、11台に対して190万円ですか。17万円ぐらいですかね、単価が。もうちょっと安くないのかというのが一つと、もう一つ、これ、電子黒板を今回入れることで大体全教室に行き渡るのでしょうか。そして、その後のタブレットというか、教科書のほうの予定は今後どういうふうにしていかれるつもりか。その点、お尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、全教室に行き渡るかどうかということで、今年度、現在の小学校につきましては普通学級が63クラス、特別支援学級が17クラス、それから中学校が普通学級23クラス、それから特別支援学級8クラスということで、111クラスでございます。昨年80台入れておりますので、今回43台ということで、123台揃いますので、一応特別支援学級まで含めて全クラス対応ができるということと、それからあと小学校、中学校に特別教室がございますので、そちらのほうに対応していきたいというふうに思っているところであります。

それから、単価につきましては、例えば電子黒板の単価は73万5,000円するんですけども、実際は68万5,000円で今回見積もりをいただいております。パソコンにつきましては23万4,000円を16万3,500円ということで、できるだけぎりぎりお願いはしているところなんですけれども、これは提案者によります部分でございます。

それと、今回、デジタル教科書を4年間と1年間を分けておるところをちょっと御説明しますが、社会科についてもぜひソフトが欲しいということになりまして、1年間のところにつきましては、今年度1年間で統合するというので1年間のソフト代。それから、通常4年に1回の教科書の改訂でございますので、上の分については4年間ということで今回ソフトを入れているところでございます。

御審議方をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） それで、電子黒板が導入されてもう1年ぐらいになりますか。先生方の使ってみた実感とか、そういった感想とかは上がってきていますでしょうか。その状況の御説明をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 今の質問に私のほうでお答えいたします。

昨年の9月に配置いたしまして、全学級ではありませんが、研修等を深めて今使っておりますけれども、使った先生の話によりますと、非常にやっぱり子どもたちの興味・感心が湧いて、下ばかり向いていた子どもがやっぱり画面に映しますので、それを見て、やはり勉強に集中できると。それから動画等もできますし、具体物を映すことができますので、中学校あたりでも資料等を映して非常に便利がいい機械であるというふうには聞いておまして、まだまだ先生方の習熟度には差がありますので、これを使えるようになるまでにはもうちょっと時間が掛かるとは思いますが、十分に使えるようになれば、さらに効果が上がるというふうには私は考えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番、市原です。

先ほど谷崎議員のほうからもありましたが、電子黒板がこれで全学級に届くということですが、その後の考えですね、教育課としての考え、タブレットの導入はどう考えているのか。そういったことも含めて、今後のこういった授業に対して教育課の意見を聞きたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 今後の予定ということでございますが、まず電子黒板を配置しまし

て、先生方にしっかりこれを使って習熟をしてもらおうと。そして次の段階として、タブレットを考えておりますが、かなり予算もいただきましたので、一緒にタブレットも入れますと、その電子黒板もタブレットといいますと非常に先生方も使い方が多岐にわたりますので、もう電子黒板を使うだけでも今は精一杯でございます。ですから、次の段階として、ぜひタブレットはお願いしたいと思いますが、今、パソコン室にパソコンが入っております。それのこの機器改修というか、入れ替えの時期がありますが、それらを迎えてですね、次の段階としてそのパソコンがいいのか、ひょっとしたらタブレットのほうが便利がいいかもしれませんので、そのあたり、ほかの導入しているところの先進地の状況あたりをもう少し研究して、次の段階としてタブレットを考えていきたい。そのときに、またお願いしたいなというふうには思っております。

○議長（藏原博敏君） 7番、市原正君。

○7番（市原 正君） タブレットはその次ということですが、以前私が、前回文教におりましたが、その研修に行った先でも、やはり電子黒板とタブレット、一体的なものではないかというふうに考えております。そういう中で、早急なる対応というものを求めておきます。

○議長（藏原博敏君） 10番、大倉幸也君。

○10番（大倉幸也君） 10番、大倉です。

デジタル教科書の説明をもうちょっと詳しくお願いします。4年間と1年間と書いてありますがけれども、このソフトの更新でまた教科書が変わったときには、またこういう金額がかかるのか。ちょっと、詳しくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議員さんがおっしゃられるとおり、基本的には4年に1回、小学校・中学校の教科書改訂がございます。その時々にはソフトが必要になってきますけれども、今回、デジタル教科書、社会につきましては、新しい教科書の対応のために4年間ということを出ております。教科書と連動していると。1年間というところにつきましては、今年度1年で閉校していきます関係上、通常4年間のソフトしか購入できないんですが、1年間のソフトで御無理を申し上げて購入をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

17番、古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） この契約について問題はありますが、随意契約ということで、教育長、一番はこの特殊なもので、要するに何社もなかったでしょう、相手方が。その辺のことを、先ほど金額がもうちょっと安う上がるんじゃないかというふうなことをおっしゃられましたが、ちょっと説明したほうがいいんじゃないですか。

○議長（藏原博敏君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 今の質問にお答えします。

昨年、この電子黒板導入で、初めてですのでプロポーザル方式で公募いたしました。電子黒板だけだと色々な会社が扱いますけれども、この特にデジタル教科書を扱っている会社も数少なく、しかもそれが内田洋行だけしかありませんで、プロポーザル方式では入札があっ

たのがこの内田洋行だけでございました。そして、内田洋行も非常に全国各地にこの導入をしておりまして、たくさん導入いたしましたので、かなり割安というか、導入に対しまして会社のほうから配慮はいただきました。

そういうことで、今年も随契でいきます。そして、昨年よりも少し割安、しかも実物投影機というのがありますけれども、あれが非常に便利がいいんですけど、あれがパソコンと一体となっておりまして、線をつないでおりますので、それがもう小さいもんですから落ちて、線が外れて壊れたりしておりましたが、そういうことを話しましたら、今度は無線で飛ばす実物投影機を同じ値段よりも少し安く、今年阿蘇市には提供するというようなことで、かなり配慮もいただいておりますし、この後のメンテナンスも非常に丁寧で、壊れたときはすぐ対応していただくというようなことで、私たちとしては大変助かっております。そういう状況でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 61 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 御異議なしと認めます。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。なお、この後、全員協議会を開催しますので、11 時 40 分から全員協議会室にお集まりください。

皆さん、お疲れでございました。

午前 11 時 37 分 散会